

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

設楽町長 土屋 浩

令和８年設楽町規則第１７号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年設楽町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項第２号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年設楽町規則第28号）新旧対照表

改正後	改正前
（特別休暇） 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）（略） （2）職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。必要と認められる期間 （3）～（18）（略） 2～4（略）	（特別休暇） 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 （1）（略） （2）職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u> _____として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。必要と認められる期間 （3）～（18）（略） 2～4（略）